

税を考える週間

テーマは「税の役割と 税務署の仕事」

11/11(月)～17(日)

国税庁では11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

e-Taxを始めよう!

e-Tax(イータックス)は、国税に関する各種手続きが自宅やオフィスからインターネットを通じて行えます。特に、源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数が多い手続には大変便利です。

「利用できる手続き」
○所得税、法人税、消費税、贈与税、酒税および印紙税の申告
○すべての税目の納税
○申請・届出や、納税証明書の交付請求、所得税徴収高計算書の提出、法定調書の提出等

利用時間

通常期は月～金曜の午前8時30分～午前0時(祝日等および12月29日～1月3日を除く)

「e-Tax」に関する問合せ先

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570(01)5901
HP http://www.e-tax.nta.go.jp

e-Taxを利用すると「J」が便利・お得

○所得税の確定申告において、医療費の領収書等は、その記

載内容を入力して送信することにより、提出等を省略することができ(確定申告期限から5年間、税務署から書類の提出・提示を求められることがあります)。

○e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。

○納税証明書の交付請求手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)。

白色申告者の帳簿の記載・記録保存制度の対象が拡大

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の「帳簿・簿等の保存制度」について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

「対象となる方」事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方

※所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。
「記帳する内容」
売上などの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

「帳簿等の保存」
収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

所得税の予定納税第2期分

12月2日(月)は、平成25年の所得税の予定納税(第2期分)の納期限です。また、予定納税減額申請の提出期限は、11月15日(金)です。

年末調整説明会

平成25年分の給与所得に対する年末調整等の説明会を開催します。

「時」場 下表のとおり

江東区税務署
江東西税務署

住民基本台帳 ネットワークが一時停止

11/8(金)
総務省で定めた日程に基づく機器更新作業のため、11月8日(金)に江東区の住民基本台帳ネットワークシステムを終日停止します。この間、住民基本台帳ネットワークを利用する次の手続きを行うことができません。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

利用できない手続き

○広域交付住民票の交付(ほかの市区町村で江東区の住民票の交付もできません)
一部利用できない手続き
○特例転入・特例転出(住基カ

日程	江東西税務署管内		江東東税務署管内
	11/7(木)	11/8(金)	11/15(金)
13:30~15:30 (開場13:00)	10:00~12:00 (開場9:30)	10:00~12:00 (開場9:30)	13:45~15:45 (開場13:00)
会場	江東区文化センター2階ホール (東陽4-11-3)		カメラプラザ3階 カメラホール (亀戸2-19-1)

江東東税務署
☎(3685)6311

「給与支払報告書関係の問合せ先」
課税課課税計画係・課税第一係
・課税第二係
☎(3647)8001・2・8004

江東東税務署
☎(3633)6211

「給」と支払報告書関係の問合せ先

江東東税務署
☎(3685)6311

「手」続 続き

○住基カードの継続利用
「手続きできない場合」
・11月8日(金)に前住所地で特例転出届を行い、同日中に江東区で特例転入届および住基カードの継続利用申請を行う

「区」民課税住民基本台帳システム担当

☎(3647)9328

「子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う意向調査」の協力を対象者(無作為抽出)には11月上旬に調査票を送付

昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法により、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。この法律では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、各自治体は5年間を1期とする

「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、計画的に施設整備や子育て支援事業を実施することになりました。区でも、計画策定に向けて、区民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」な

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」

近年、就業形態の多様化や情報社会の進展により、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。非正規労働の若者が増加し、フリーターやニートの数も高止まり状態が続くなど、若者の社会的自立の遅れも深刻です。また、少年による凶悪犯罪やいじめ問題、児童虐待や児童ポルノ、薬物乱用の低年齢化、子どもや若者が被害者になる事件等の相次ぎ発生や、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法・有害情報氾濫も懸念されます。

内閣府は、子ども・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、毎年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、区でも、青少年を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進、いじめの防止や児童虐待の予防

東日本大震災で区内に避難されている新成人の方へ

江東区の成人式にご招待

区では、震災により区内に避難されている新成人の方を、平成26年1月13日(月・祝)に行われる成人式にご招待します。本区で住民基本台帳または全国避難者情報システムに登録をされている方には、12月初旬に招待状を送付する予定です。登録していない避難者の方で、成人式に参加ご希望の方は青少年係までご連絡ください。

☎(3647)9813
FAX(3647)8474

※参加ご希望の方で晴れ着など

どを把握するため、「江東区子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う意向調査」を実施します。0歳から小学3年生までのお子さんの中から、無作為で抽出した4,200人の方に調査票を郵送しますので、保護者の皆さんのご協力をお願いします。なお、本調査は区が委託した調査機関により実施します。
「回答期限」11月15日(金)
☎(3647)8421

と対応、子育て家庭への支援、青少年の社会的自立支援の促進などを地域や関係団体とともに集中的に実施しています。家庭、地域、学校、関係機関においては、子ども・若者育成支援に対する理解と各種活動への積極的な参加とご協力をお願いします。
☎(3647)9813
FAX(3647)8474